

第1回守口市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和3年12月3日（金） 午前10時00分から同11時00分
場 所 守口市役所 1階 会議室106

出席者 木下みゆき委員 加藤昌代委員 西村節子委員 脇本ちよみ委員
有光佐知子委員 東朝美委員 谷掛千里委員
(以上7名)

欠席者 西岡敦子委員 中村彰委員 宮前千雅子委員

事務局 西端市長 多田市民生活部長 佐藤市民生活部次長
塔本人権室長 松岡人権室課長代理 志鎌人権室上席主査

会議の次第

1. 開会

市長挨拶

委員紹介

事務局紹介

会長代理選任について

諮問について

審議会の公開について

会議録について

会議の進め方について

2. 諮問事項

守口市男女共同参画推進条例の改正について

答申案の取りまとめについて

3. 報告事項

第3次守口市男女共同参画推進計画の進捗状況について

4. 第2回守口市男女共同参画審議会の日程について

5. その他

審議内容

1. 開会

市長挨拶

委員紹介

事務局紹介

会長代理選任について

(会長、副会長がご欠席のため守口市男女共同参画審議会規則第5条により
会長代理を木下委員に選任)

市長からの諮問

「守口市男女共同参画推進条例の改正について」諮問

審議会の公開について

○会長代理 傍聴者はいますか。

○事務局 傍聴希望者はいません。

会議録について

○会長代理 事務局から説明をお願いします。

○事務局 会議録は、内容を取りまとめたものを作成し、各委員にご確認いただきます。記録内容を証するため、指名委員にご署名いただき、発言者の氏名、委員のご署名を除き、ホームページに公開したいと考えております。

会議の進め方について

○会長代理 事務局から説明をお願いします。

○事務局 審議会の回数は、本年度2回を予定しております。

本日は、守口市男女共同参画推進条例の一部改正に当たり、この審議会でご審議いただいたものを答申案とさせていただき、令和4年1月に開催予定の第2回審議会でお諮りいただく予定としています。

本条例の改正案は、令和4年2月議会に提出を予定しています。

併せて、報告事項として第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）の取組状況についてご報告させていただきます。

○会長代理 何かご質問等ありますか。（質問なし）

2. 諮問事項

守口市男女共同参画推進条例の改正について

○会長代理 事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料①守口市男女共同参画推進条例一部改正の概要（案）について、ご説明します。

1、改正理由 近年、男女共同参画社会の更なる進展に向けた性の多様性に関する理解促進を目的として、国では関係法令の改正が行われるとともに、各自治体でも条例等の改正が行われています。

本市でも、これまでから男女共同参画社会の実現を目指し、守口市男女共同参画推進条例及び第3次守口市男女共同参画推進計画に基づき各種取組を進めていますが、男女共同参画社会の更なる進展に向け、市として性の多様性に関する基本理念を明確化するため、守口市男女共同参画推進条例の一部を改正しようとするものです。

2、改正内容 ①「性的指向」「性自認」に関わらず、性の多様性に関する基本理念を明確化することにより、あらゆる人の人権を尊重するため、「性的指向」自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向、「性自認」自己の性別についての認識の定義を追加するものです。

「性的指向」及び「性自認」の定義を追加する理由は、現在、条例において「性別」を理由とするあらゆる差別的取扱いを禁止し、あらゆる人の人権を尊重することについて規定していますが、条例上の定義において新たに「性的指向」及び「性自認」を加えることにより、性の多様性に関する基本理念を明確化し、性に関する差別的取扱いの禁止やあらゆる人の人権尊重に向け、より広い観点から取り組むためです。

②「性同一性障害」のみならず、性の多様性に関するあらゆる場面で、より広い観点からあらゆる人の人権が尊重され、かつ配慮されることを基本理念として明確化するため、基本理念において「性同一性障害」の文言を削除し、「性的指向及び性自認に関わらず」の文言を規定するものです。

「性同一性障害」に係る規定を削除する理由ですが、「性同一性障害」に関する表記について、国内外において様々な修正や変更が行われていることを踏まえ、本市としても「性同一性障害」のみならず、性の多様性に関するあらゆる場面において、より広い観点からあらゆる人の人権が尊重され、かつ配慮されることを基本理念として明確化するものです。

参考としまして、国内外における「性同一性障害」に関する表記の動向でございしますが、2013年にアメリカ精神医学会の判断基準である「精神障害の診断と統計マニュアル」が改訂されまして、「性同一性障害」から「性別違和」に名称変更されています。

2022年1月に世界保健機関（WHO）の国際疾病分類が改訂され、「性同一性障害」から「性別不合」に名称変更されています。

国の「男女共同参画基本計画」では、令和2年12月閣議決定されました第5次から「性同一性障害」の文言が削除されています。

令和3年9月に策定されました大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」、2021年から2025年までの計画ですが、「性同一性障害」の文言は使用されていません。

以上が、国内外における「性同一性障害」に関する表記の動向となっています。

続いて3、スケジュールは表のとおりです。

資料②は守口市男女共同参画推進条例（改正案）の新旧対照表です。

資料③は改正後の本条例（案）の全体をお示ししたものです。

資料④は全国で性的指向・性自認等を規定している条例の一覧です。

○会長代理 「LGBTQ」という言葉は、セクシュアルマイノリティーの人権問題が顕在化するという重要な役割を果たしたと思いますが、「SOGI」（性的指向、性自認）に改正すると、マイノリティーだけではなく全ての人が含まれるということを世界の動向も参考に示し説明していただきました。

何か質問等がありますか。

○委員 今回の条例改正は、性的指向・性自認を条文上で明示し、市の姿勢を明確化するわけですが、この条例の理解を一層進めていく必要があると思いますがどのように周知していくのでしょうか

○事務局 周知の方法ですが、講座、市広報、市HP、ツイッター等のSNSを活用して周知をしていきたいと考えております。

○会長代理 他に質問等がありますか。

○委員 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別に対する取組は、国際的な動向と認識しているが、周知によっては悪用され、差別的なものに使われるのではと危惧しています。

広報の際は、全ての人の人権を守ることを注意した上で啓発していただきたいと思います。

○会長代理 貴重なご意見をありがとうございます。

○委員 最近、守口市の公式LINEに参加しましたが、ワクチン接種等様々な情報が掲載されており、比較的に見やすく感じました。その上で、LGBTQ+で悩む人は、中学生や高校生であると思うので、例えばチラシを公共トイレ等に掲示するなどして、誰でもすぐ見ることができるようにして頂きたいと思います。

○会長代理 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

○委員 性的指向・性自認の問題は、啓発することによって差別を生じさせることがあり、啓発方法が難しいと思っています。

例えば学校の女性トイレや男性トイレにチラシを貼っていただけるといいかもしれないのご意見を聞きながら思いました。

○会長代理 ありがとうございます。それではこの条例の改正案について、ご異議はありませんか。（異議なし）

○会長代理 広報など、周知の方法でご意見をいただきました。ありがとうございました。

答申案の取りまとめについて

○会長代理 事務局で何か案がありますか。

○事務局 事務局で本日のご意見を集約させていただき、答申案とさせていただきます。その後、各委員に答申案についてご説明させていただき、ご意見をお聞きした上で成案化したいと考えています。その成案を第2回の審議会でお諮りさせていただいた後に市長に対する答申書として、取りまとめたいと考えています。

○会長代理 ありがとうございます。

会議のご意見を元に、事務局で答申案を作成し、各委員にお諮りいただくということよろしいでしょうか。（異議なし）

○会長代理 それでは、そのようにさせていただきます。

3. 報告事項

第3次守口市男女共同参画推進計画の進捗状況について

○会長代理 事務局からご説明をお願いします。

○事務局 資料⑤第3次守口市男女共同参画推進計画 自己評価シートをご覧ください。

市の男女共同参画推進事業は、第3次守口市男女共同参画推進計画に沿って、担当部局で具体的な取組を行っているところです。なお、審議会を円滑に進行していくために、担当部局から提出されました実績を取りまとめた第3次守口市男女共同参画推進計画 自己評価シートをあらかじめ委員の皆様にお送りさせていただき、貴重なご意見もいただきました。

それでは、ご説明させていただきます。

第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）を元に担当部局で個々に具体的な取組を行っており、その実施状況と課題、今後の方針を記載しております。

事前にいただいた各委員のご意見として、63番の具体的な施策「あらゆる暴力根絶のための啓発の充実」として、「携帯電話を媒体としたいじめ・性被害の予防教育に努める」としており、また、145番の具体的な施策「情報モラル教育の推進」として「子どもの発達段階に応じて、情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施します。」としており、63番、145番、い

ずれも令和2年度の施策の具体的な実施状況としては、「校長会等にて情報モラル教育を実施する企業等の紹介に努め、各校で情報モラル教育を行っており、外部から講師を招聘し児童生徒に講演を行っている学校数16校、学年やクラス等で必要に応じて指導を行っている学校数21校」としてありますが、「学校教育課として全学校で行われているかの把握はされているのでしょうか。全く研修会をされていない学校はないのでしょうか。」と委員からのご質問をいただきました。

学校教育課に確認したところ、毎年、各学校に調査を行い、状況は全て把握しています。研修が行われていない学校はありませんという回答です。

186番、具体的な実施状況として「高齢者のみを対象とした事業は実施していないが、もりぐち歴史館において講習会などを実施したということです。もりぐち歴史館事業 お月見コンサート、53名参加」

今後の方針として「引き続き高齢者を含めた全ての市民に対し、学習機会を提供していく」としてありますが、今後の方針について「性別による格差のない社会活動等を支援するという記載の方がいいように思います」とのご意見を頂きました。

198番、具体的な施策「自立支援体制の充実」、「関係機関と連携して障がいのある人の就労を促進します。」として、具体的な実施状況として「ハローワーク門真と連携し、障がい者向けの合同就職面接会を隔年で実施しているが、令和2年度は実施のない年度であったため、他の障がい者向け就労面接会を市の広報誌にて周知を行った。」今後の方針として「引き続き関係機関と連携を図り、就労支援を行う」としてありますが、今後の方針について「性別による格差のない就労相談をするというような記載の方がいいように思います」とのご意見を頂きました。

199番の具体的な実施状況「生活困窮者や生活保護受給者に対して、就労支援事業、就労準備支援事業など複数の就労支援メニューを用意し、個々人の能力、状況等に寄り添った支援を行っている。」

今後の方針として「継続」としてありますが、今後の方針について「性別による格差のない就労相談をするというような記載にする方がいいように思います」とのご意見を頂きました。

203番の具体的な施策「ひとり親家庭の自立支援の充実」として「生活に困窮しているひとり親家庭の自立を支援するため、手当の支給などにより生活の安定を図るとともに、学習機会の提供など就労支援を行います。」としており、具体的な実施状況として「ひとり親家庭等の18歳に達した年度末日までの子どもを養育する人に対して、条件に応じて手当を支給するとともに、就職や転職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するための給付金を支給した。」

今後の方針として「引き続き、制度に基づき手当の支給を行うとともに、就業に結びつきやすい資格の取得に向けて養成機関にて修業している母子家庭・父子家庭の母又は父に対し、給付金を支給し生活の負担軽減を図る。」として

いますが、今後の方針について「性別による格差のない支援というような記載の方がいいように思います。」とのご意見を頂きました。

以上でございます。

○会長代理 事務局からご説明がありましたが、他にご意見、ご質問等ございますか。

63番の「全ての学校で研修が行われているのか。」とのご質問で、最近ウェブ上の動画教材が充実し、人権の問題等、学校現場で活用できる教材が非常に増えてきており、学校現場で情報共有や情報提供していただくと、さらに学校で研修が進むのではないかと感じています。

皆様もご意見等ございますか。

○委員 会長代理と同じような意見ですが、性自認の問題は多くの子どもたちが悩んでいるので、学校現場が性自認について理解しておくことは非常に大事なことと思います。

また、子供たちへの様々な周知は重要とっており、DVD等の研修教材を活用して、例えば暴力に関してはデートDVについて周知してほしいと思います。

○会長代理 ありがとうございます。

○委員 DVD等の研修教材を先生や生徒に見せて話をさせるなど、根の張った教育を行っていただくよう、ぜひ学校教育課に伝えていただきたいと思います。

○会長代理 ありがとうございます。

○委員 先ほどのご意見のように、性自認で悩んでいる子供たちは3人に1人いると言われており、スカート又はズボンを履きたくないなど服装のことも含めて、非常に悩んでいる子供たちがいるので、近年、制服が自由化や選択できるようになった学校もありますが、そういうことも念頭に研修を行っていただければありがたいと思います。

○会長代理 ありがとうございます。教員がこの問題を理解していないと、カミングアウトをした児童生徒に対して二次被害の原因となるので、非常に重要なことと思います。他にご意見等ございますか。

○委員 関連した意見ですが、先日、守口市教員の定期的な会議で性の多様性に関する研修会を行いました。各校の委員がそれを周知していく仕組みになっており、今年も夏の研修等で当事者の方からお話を聞いたり、出前授業などの取組を継続して進めていきたいと思っています。

○会長代理 ありがとうございます。

当事者の方から直接聞くと、より理解が深まると思います。他にご質問等ありますか。（質問なし）

それでは、第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）は、令和7年度までの計画となっており、本日の各委員の意見を基に、今後より一層男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

案件は以上です。

4. 第2回守口市男女共同参画審議会の日程について

○会長代理 事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和3年11月23日（火）から12月22日（水）にかけてパブリックコメントを実施しており、第2回審議会は令和4年1月11日（火）15時から開催を予定しています。

パブリックコメントの結果も、その際にご報告させていただきます。

5. その他

○会長代理 委員の皆様、その他、何かありませんか。（意見なし）

では、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。

これをもちまして、第1回守口市男女共同参画審議会を閉会します。